

目黒区公金運用基準

1 (目的)

公金の具体的な運用方法を定めるとともに、安全な金融機関を選定し、安全で確実な金融商品を選定するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 (歳計現金の管理・運用)

- (1) 歳計現金は日々の支払いに当てるという性格上、原則として指定金融機関の決済性預金により管理・運用する。
- (2) 支払準備を超える剰余金が一定期間以上生じることが見込まれる場合は、7により決定された金融機関への定期預金、譲渡性預金または短期国債、政府短期証券により管理・運用するものとする。

3 (歳入歳出外現金の管理・運用)

歳入歳出外現金の管理・運用は歳計現金の例による。

4 (基金の管理・運用)

- (1) 基金に属する現金は、7により決定された金融機関への定期預金、譲渡性預金、普通預金または次の各号に掲げる債券により管理・運用するものとする。
 - ア 国債
 - イ 地方債
 - ウ 政府保証債
 - エ 財投機関債
 - オ 金融債
 - カ 社債
 - キ 資産担保証券（資産担保コマーシャルペーパーを含む）

ただし、エ・オ・カについては、発行体が債務履行の確実性が非常に高いと判断される格付けを取得しているものに限る。また、キについては、6に定める基準に基づき預金先として適当である要件を備えている金融機関による信用補完のあるものに限ることとする。
- (2) 前項に定める債券については、基金の将来的な資金需要を考慮し、債券の満期構成を決定する。
- (3) 購入価格が額面金額を上回る、いわゆるオーバーパー債券は、受取利息から償還差額を差し引いた金額がプラスの場合に限り購入することができる。
- (4) 債券は原則として満期償還日まで保有する。ただし、次のアからウまでの場合に限り、運用中の債券の売却を行うことができる。

- ア 公金の安全性を確保するために必要な場合
 - イ 流動性を確保するためにやむを得ない場合
 - ウ 安全性を確保しつつ、効率性を確実に向上させるため、当該債券の入れ替えを行う場合（保有している債券を満期まで保有して得られる運用益の総額と、入れ替えて購入する債券により得られる運用益の総額とを比較して、後者が確実に上回る場合に限る）。
- (5) (1) のアからキまでに定める債券の購入及び売却に関する手続きについては、別途定める債券運用基準に従う。

5 (一時借入金)

一時借入金の管理・運用は歳計現金の例による。

6 (金融機関の選定)

- (1) 公金の預金先は、目黒区に本支店のある金融機関及び目黒区に本支店のない金融機関にあっては、日本国内に活動拠点を有し、複数社以上の格付け機関で「A」格以上の格付けを取得している金融機関の中から、健全性、流動性及び収益性に関する財務指標を分析し選定する。
- 健全性については、下記のア、イ、ウの各号に掲げる財務指標を、流動性については下記エの財務指標を、収益性については下記オの財務指標を分析し、すべてを満たす金融機関の中から選定する。
- ア 自己資本比率は銀行法による規制基準を上回ること。
 - イ 外部格付けがある金融機関については、長期格付けが「投資適格」以上であること。
 - ウ 東京証券取引所に上場している金融機関は、預金先決定日の直近の株価が適正水準を維持していること。
 - エ 過去1年間の預金残高が著しく減少していないこと。
 - オ 業務純益が黒字であること。
- (2) (1) に定める各項目については、金融情勢に応じて隨時追加、変更することができるものとする。

7 (預金先の決定)

預金先の決定に当たっては、6の(1)の各号を満たす金融機関について、不良債権比率など他の財務指標の分析を加え、9に定める公金管理委員会に諮ったうえで、会計管理者が決定する。

8 (預金の解約等)

公金を預金している金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、公金管理委員会

に諮り、満期日を待たずに預金を解約するなど公金保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、緊急な場合には、公金管理委員会に諮らずに必要な措置を講ずることができる。

- (1) 6の(1)の各号に定める財務指標が大きく後退し、経営状況の悪化を招くおそれがあるとき
- (2) 金融機関としての信頼を大きく裏切るような事件を起こしたとき
- (3) その他預金の解約等が必要と認められるとき

9 (公金管理委員会)

- (1) 公金の適正な管理・運用を図るため、公金管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会は次に掲げる者をもって組織し、その委員長は会計管理者とし、副委員長は会計課長とする。
 - ア 会計管理者
 - イ 会計課長
 - ウ 会計管理室会計課出納係長
 - エ 会計管理室会計課担当職員
 - オ その他委員長が必要と認める者
- (3) 委員会は必要に応じ、金融の専門家の助言を得ることができる。
- (4) 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。
 - ア 安全な金融機関の選定に関すること。
 - イ 安全かつ効率的な金融商品の選定に関すること。
 - ウ 金融機関の経営破綻に備えた対応策に関すること。
 - エ その他公金管理に関する必要な事項に関すること。
- (5) 委員会は定期的に開催するものとし、委員長が召集する。
また、委員長が必要あると認めるときは、隨時に開くことができる。
- (6) 委員会は非公開とすることができます。
- (7) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- (8) 委員会の庶務は、会計管理室会計課が処理する。

10 (見直し)

この運用基準は必要に応じて見直しするものとする。

付 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。